

企業主導型

ベビーシッター利用者 支援事業

企業主導型 ベビーシッター利用者 支援事業とは

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等
に対し、ベビーシッター派遣サービスを利用する
ための費用の全部又は一部を助成することにより、
仕事と子育ての両立を支援します。

ベビーシッター利用費用助成の案内

2つの割引券があります

割引券

1

仕事と育児の両立支援のために

仕事のためにベビーシッターを利用した場合に、1日につき2,200円の割引が受けられる割引券を発行する事業です。申請の手続きは事業主が行い、利用者は事業主から割引券の交付を受けてください。また「職場への復帰」のためにベビーシッターを利用した場合にも、この割引券が使用できます。

割引券

2

多胎児を養育するご家庭のために

義務教育就学前の双子など多胎児を養育しているご家庭にベビーシッターの割引券を発行します。双子の場合は1日につき9,000円、三つ子以上の場合には1日につき18,000円の割引が受けられます。割引券は1年間に2回まで(特別な事由がある場合には4回まで)使用できます。

利用条件

1. 利用者の所得制限はありません
2. 子ども・子育て拠出金を納める事業主が承認申請できます
3. 労働者数により利用手数料が異なります

労働者数による事業主の区分	1枚当たりの 利用手数料	多胎児分の1枚当たりの利用手数料	
		割引額が9,000円	割引額が18,000円
中小事業主 (労働者が1,000人未満)	110円	450円	900円
それ以外の事業主 (労働者が1,000人以上)	220円	900円	1,800円

事業の仕組み

労働者への割引券の発行を希望される企業は、公益社団法人全国保育サービス協会へ、申し込んでいただく必要があります。

